

仕様書

- 1 件名
大阪・関西万博における港区出展イベントにかかる送迎業務
- 2 内容
上記イベント関係者のバスによる送迎
- 3 日時
令和7年9月5日（金）午前8時00分から19時30分頃
ただし、道路混雑状況等によっては時間が前後する恐れがある。
- 4 バスの台数及び仕様等
 - (1) 台数 2台
 - (2) 座席数 1台あたり正シート45席以上の座席を有すること
 - (3) 運転 運転手が乗務すること（添乗員は不要）
- 5 運行計画
配車時刻、配車場所、乗降位置、行程等について、業務実施に支障をきたすことのないよう、契約後速やかに担当者に確認し指示を受けること。また、最終確認として実施日前日の17時までに同様の内容を担当者に確認すること。
 - (1) 配車場所
港区土地区画整理記念・交流会館前（住所：港区磯路1丁目7番17号）
（別図1のとおり）
 - (2) 目的地
大阪・関西万博会場内 夢洲第2交通ターミナル（住所：此花区夢洲）
（別図2のとおり）
 - (3) 行程
8時00分 港区土地区画整理記念・交流会館前を出発（乗車）
8時30分 夢洲第2交通ターミナルに到着（降車）
（舞洲待機場もしくは受注者の任意の場所で待機）
19時00分 夢洲第2交通ターミナルに到着（乗車）
19時30分 港区土地区画整理記念・交流会館前に到着（降車）
 - (4) 大阪・関西万博会場へのバスの乗入れ手続き等
夢洲第2交通ターミナル及び舞洲待機場を利用するにあたっての事前予約の手続き、クレジットカードによる事前決済（クレジットカードの確保含む）などの各種手続きは担当者と協議のうえ、受注者の責任と費用負担で行うこと。また、契約後も公益社団法人2025年日本国際博覧会協会のホームページ等で大阪・関西万博会場へのバスの乗り入れにかかる諸条件を適宜、確認し、本委託業務の履行に必要な手続きを遅滞なく行うこと。
 - (5) 緊急連絡体制の確保
当日の運行に際し、運転手等との緊急連絡体制を確保し、運行に支障をきたすことのないよう努めること。
- 6 一括再委託の禁止
 - (1) 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、本委託業務における総合的企画、業務遂行管理（バスの運行を除く）をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委

- 託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、契約書第16条第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
 - (4) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方と契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

7 その他

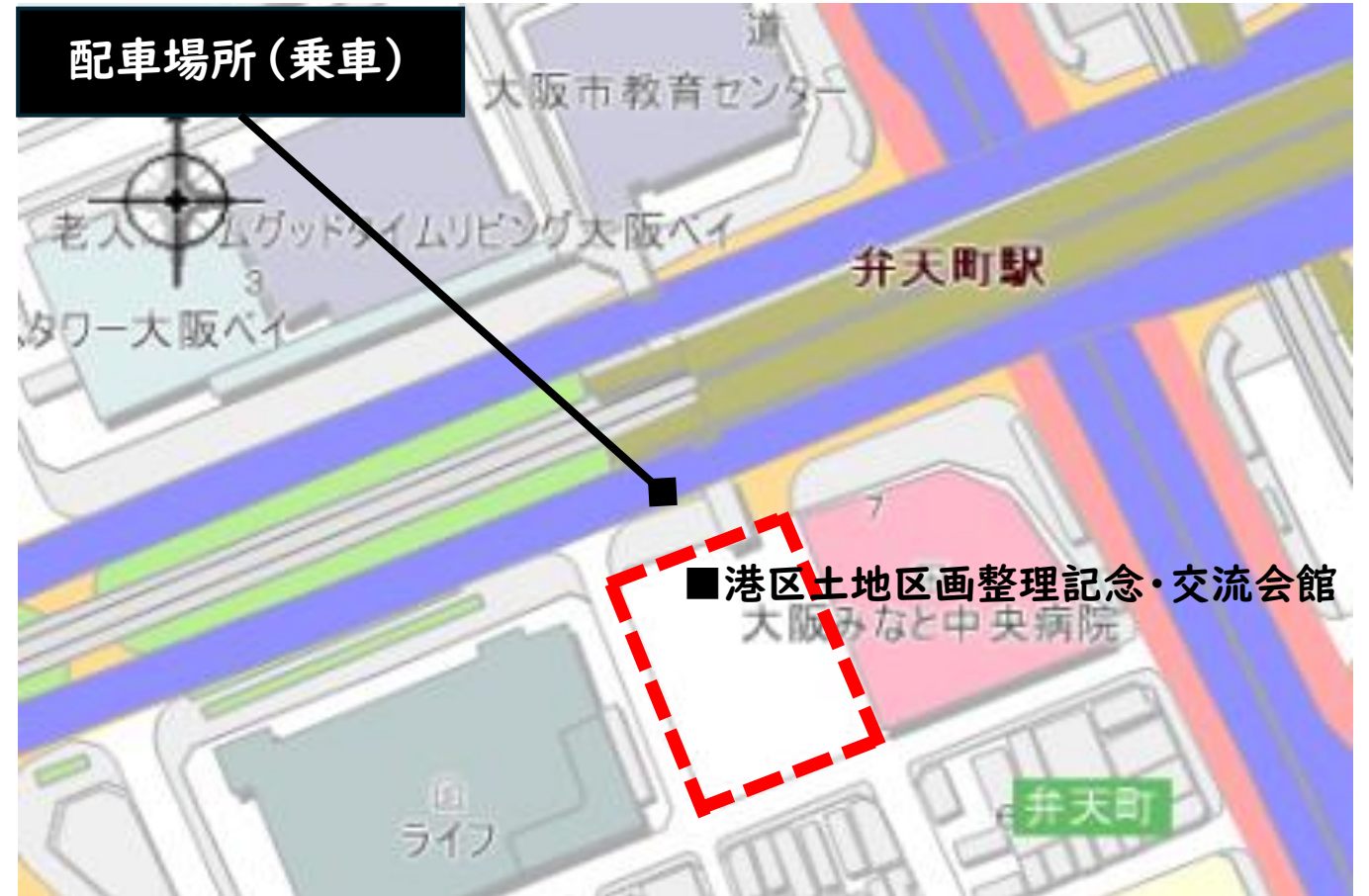
- (1) 見積もりの提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上見積もりを提出するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 道路交通法の遵守及び安全運転に努め、通行人等の安全に十分な配慮を行うこと。
- (3) 輸送中に損傷・その他の事故並びに建築物等の損傷で受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、直ちに担当者の指示に従い弁償すること。
- (4) 契約後、発注者の都合により本委託業務が中止となった場合（天変地異など真にやむを得ない状況が発生した場合）は、一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に基づき対価（キャンセル料）を受注者へ支払う。
- (5) 発注者の都合により行程内容に大幅な変更がある場合は、別途協議するものとする。ただし交通事故等の道路事情による行程変更に伴う追加料金については、協議対象外とする。
- (6) 本業務に必要な、燃料代、駐車料及びその他の経費は受注者の負担とする。
- (7) 契約書に記載の特記仕様書を遵守すること。

8 担当

港区役所総務課（総合政策） 担当者：井口
電話：06-6576-9911／FAX：06-6572-9511

港区土地区画整理記念・交流会館（住所：大阪市港区磯路1丁目7番17号）

別図1



配車場所付近に本市職員が待機しています。

大阪・関西万博会場 夢洲第2交通ターミナル(住所:大阪市此花区夢洲)

別図2



【拡大】

